

岩手県告示第312号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、令和8年度職業訓練指導員試験を次のとおり行う。

令和8年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の種類

(1) 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に対応する全ての免許職種

(2) 学科試験及び実技試験の全部について免除になる場合は、免許職種を制限しない。

2 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	令和8年8月23日(日)午前10時から	岩手県立産業技術短期大学校矢巾校

3 受験手続 受験申請書を令和8年6月8日(月)から同年7月10日(金)までに岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室に提出すること。

4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室に問い合わせること。